

君津市教育大綱について

平成 27 年 4 月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長は、地域の実状に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになった。

1 大綱とは

地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

大綱とは、地方公共団体の教育の目標や施策の根本的な方針である。

2 大綱策定の基本事項

- (1) 市長が教育委員会と十分に協議・調整の上、策定する。
- (2) 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策について求めるものではない。
- (3) 必ずしも学術、文化、スポーツについて網羅的に記載される必要はない。
- (4) 国の教育振興基本計画を参酌すること。

3 大綱の策定手続き

大綱を定め、又は変更するときは、あらかじめ総合教育会議において協議する必要がある。

大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、公表しなければならない。

4 大綱の策定方法

- (1) 市の教育振興基本計画（第 3 次きみつ教育創奏 5 か年プラン）を大綱とする方法
- (2) 新たに作成する方法

5 大綱の対象期間

本市では、定めていない。

※法律上に規定はないが、国では、首長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることから、4 年から 5 年程度を想定している。

6 現教育大綱を策定した際の教育委員の主な意見

- 中学生が君津市の大綱を見て「こういうことをやっているのだ」という位、分かり易い大綱にしてもらいたい。
- 長い目を見て、市長が変わる度に大綱を作り直したり、教育政策が大きく変化することがないようにしていただきたい。
- 市民にも周知していただくことも大切である。この大綱は、分かりやすい言葉で表してあって、とてもよい。

君津市教育大綱

【基本理念】

まちづくりは人づくり

【基本目標】

1 一生懸命、勉強しよう。

自主的に学習に取り組み、学びの基礎となる『確かな学力』を身につけ、自ら考え、判断し、表現する力を育むことにより、さまざまな事柄（ことがら）について積極的に対応し、自分の未来に夢をもてる子どもを育てます。

2 心と体をきたえよう。

規則正しい生活習慣を身につけ、スポーツに親しみ、生涯にわたって健康な生活を送れる、心身ともに健全な体を養うとともに、自らの人生をたくましく切り拓く力を育み、社会で生き抜く力を持った子どもを育てます。

3 人を思いやる心を持とう。

互いに認め合う豊かな心を養い、いじめをなくし、かけがえのない自他の命を大切に思いやる心を持った子どもを育てます。

4 ふるさと君津に誇りを持とう。

自分が住んでいる、この君津のすばらしい自然や文化に触れ、歴史を学び、ふるさと君津に誇りと愛着を持ち、わが国を愛する態度を養いながら、世界に視野を広げ、活躍できる子どもを育てます。

5 家庭・地域・学校・行政が一体となって、子どもたちを育てます。

子どもたちの学びや様々な活動について、家庭・地域・学校・行政の連携を深め、子どもたちを地域ぐるみで育成し、社会性を育み、心豊かに成長することを支援します。

6 子どもたちのために、よりよい学校をつくります。

子どもたちが、より一層、楽しく充実した学校生活を送れるよう、学校の適正規模・適正配置や新しいタイプの学校づくりを推進し、活力ある魅力的な学校を目指します。